

## 盛岡中央消防署庁舎に設置している免震オイルダンパーについて

盛岡中央消防署庁舎には、免震オイルダンパーが4基設置されておりますが、その4基が国土交通大臣認定への不適合品の中に含まれていたことについて、平成30年12月末現在の状況を次のとおりお知らせします。

### 1 国土交通大臣認定等への適合性に関する事実確認について

#### (1) 経過及び概要

##### ア 平成30年10月16日の国の発表

国土交通省が発表した国土交通大臣認定への不適合品の中に、盛岡中央消防署庁舎に設置しているKYB株式会社製の免震オイルダンパーが含まれていることが確認された。

また、国土交通省は、KYB株式会社が行った第三者機関による安全性の検証において、不適合品が使用されている建築物のうち、特に大臣認定等の基準から乖離値が大きい建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないとの見解が得られている事実を公表した。

##### イ 平成30年10月19日のKYB株式会社の発表

KYB株式会社が検査工程等における不適切行為に関する物件70件を公表し、この中で当該庁舎は、検査データが書き換えされたか否か「不明」の区分に該当していた。

#### (2) KYB株式会社及び前田建設工業株式会社から確認した内容

11月8日に、KYB株式会社及び当該庁舎の建設業者である前田建設工業株式会社が盛岡地区広域消防組合へ来庁し、当組合では次のとおり確認した。

##### ア KYB株式会社から確認した内容

当該庁舎の免震オイルダンパーは、検査データを記録した「性能検査記録表」が見当たらないため、「不明」の区分としており、11月末日までに同記録表が見つからない場合は、4基全てを不適合品と判断し、遅くとも2020年度までの交換を目標とする。

##### イ 前田建設工業株式会社から確認した内容

(7) 当面の安全性を確保するため、国土交通省が示した「安全性検証」（免震オイルダンパーの減衰力係数を、国の基準である基準値の±15%から上限+24%、下限-17%まで拡大した値で構造再計算を行い、極めてまれに発生するレベル2の地震動に対しても倒壊し、又は崩壊しないことを検証す

るもの。)を行い、その結果を12月末日までに第三者機関に確認を得ること  
とで対応する。

- (イ) 維持管理面においては、「震度5弱以上」の地震で行うこととしている応  
急点検を、「震度3以上」の地震で行うよう実施基準を強化する。
- (ウ) 交換することとなった場合は、製品納入後、約1週間で交換作業が完了で  
きる見込みである。

## 2 是正措置について

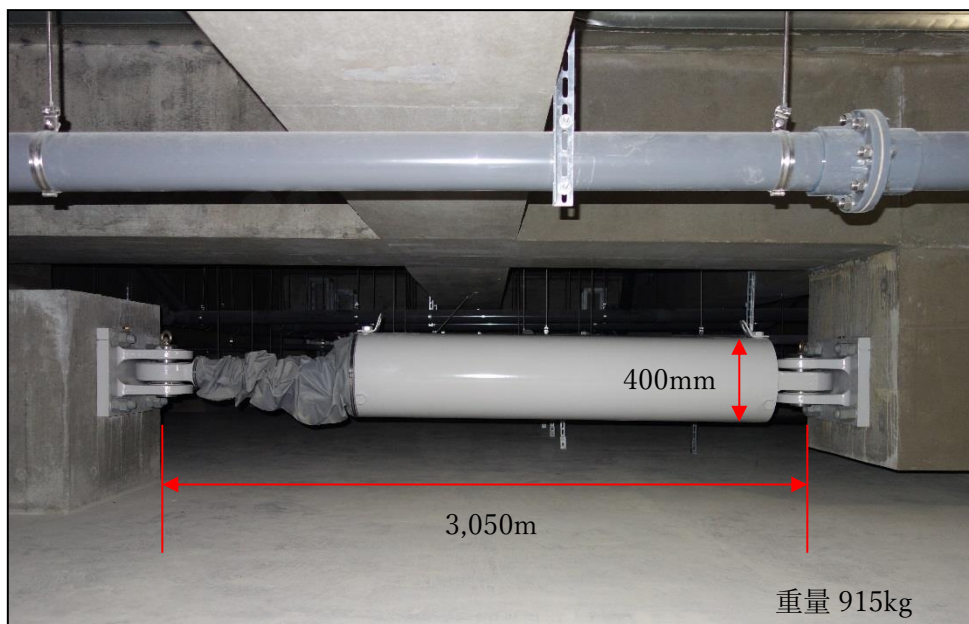
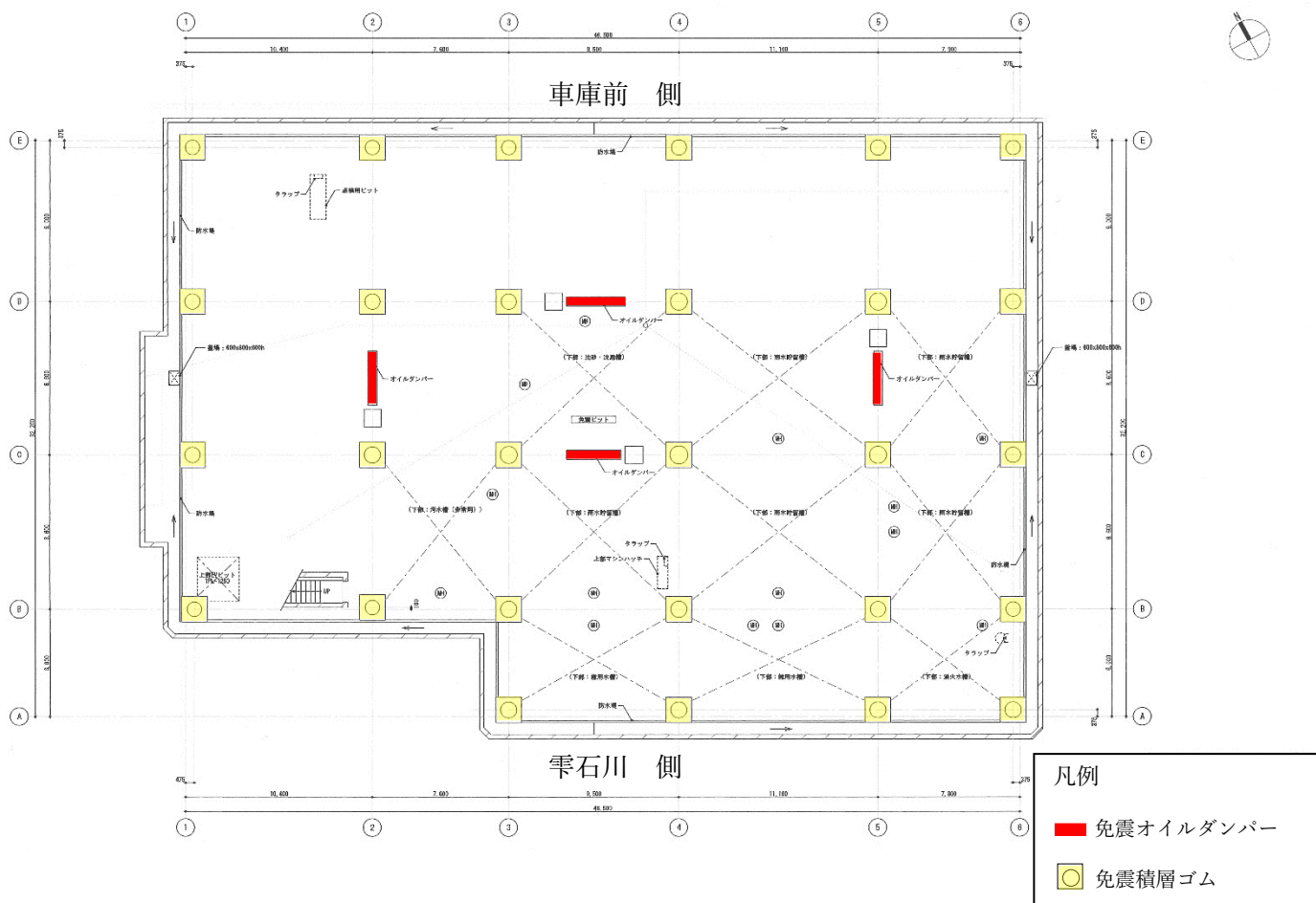
12月3日、当組合からKYB株式会社へ電話で確認したところ、11月末日ま  
でに当該庁舎に関する検査データを記録した「性能検査記録表」が見つからなかつ  
たため、免震オイルダンパー4基全てを不適合品と判断し、適合品と交換するこ  
とを決定したとの報告があった。

また、交換時期は遅くとも2020年度までの交換を目標とするとの報告があつ  
た。

## 3 その他

当該庁舎は防災拠点施設であることから、優先して早い時期に交換することにつ  
いて、前田建設工業株式会社及びKYB株式会社へ求めているものである。

# 盛岡中央消防署庁舎 免震ピットの状況



【カヤバシステムマシナリー株式会社製 免震オイルダンパー】  
 型式 B D S 1201300-B-1 製造 2014年10月  
 大臣認定番号 MV B R-0326